

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月二十三日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第三十八号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
2 （準備手続） 第二十七条（略） 3 人事委員会は、相当と認めるときは、人事委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、準備手続を行うことができる。 4 人事委員会は、前項の準備手続を行う場合には、当事者が通話を行う場所を指定することができる。 5 （略）	2 （準備手続） 第二十七条（略） 3 （略）

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。